

労働者派遣事業 許可申請提出書類一覧表

〈個人の場合〉

提出書類		提出部数		書類 チェック		
		正本	コピー			
労働者派遣事業許可申請書		【様式第1号】 (第1面・第2面)	1	2		
労働者派遣事業計画書(事業所ごとに作成)		【様式第3号】 (第1面・第2面)	1	2		
キャリア形成支援制度に関する計画書(事業所ごとに作成)		【様式第3号-2】 (第1面)	1	2		
雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書(事業所ごとに作成)※1		【様式第3号-3】	1	2		
事業主関係	代表者の住民票(本籍地が記載されているもの(外国人の場合は国籍及び在留資格が記載されているもの)で、かつ、マイナンバーが記載されていないものに限る)		1	1		
	代表者の履歴書(注:履歴書記入見本参照)		1	1		
	役員(代表者以外)の精神の機能の障害に関する医師の診断書※8		1	1		
財産的基礎関係	共通	所得税の納税申告書の写し(最近の納税期のもので、税務署の受付印※3のあるもの)	-	2		
		納税証明書(その2)(最近の納税期のもの)	1	1		
		預金残高証明書(納税期末日のもの)	1	1		
		貸付金残高証明書 等(納税期末日のもの)	1	1		
	青色申告	貸借対照表の写し(最近の納税期のもの)	所得税青色申告決算書(一般用)の写し(税務署の受付印のあるもの)	-	2	
		損益計算書の写し(最近の納税期のもの)				
	青色以外申告	不動産登記事項証明書(土地、建物)(全部事項証明書)		1	1	
固定資産税評価額証明書(土地、建物)		1	1			
事業所関係	建物(不動産)の賃貸借契約書等の写し(他人が所有する場合)※2 ※4		-	2		
	建物(不動産)の登記事項証明書(全部事項証明書)(申請者が所有する場合)		1	1		
	事務所の見取り図(寸法、面積※5の記載のあるもの)		-	2		
	派遣元責任者の住民票(本籍地が記載されているもの(外国人の場合は国籍及び在留資格が記載されているもの)で、かつ、マイナンバーが記載されていないものに限る)(注:代表者と同一である場合は省略可)		1	1		
	派遣元責任者の履歴書(注:履歴書記入見本参照)(注:代表者と同一である場合は省略可)		1	1		
	派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書※8(注:代表者、役員と同一である場合は省略可)		1	1		
	個人情報適正管理規程		-	2		
	派遣元責任者講習受講証明書(写)※6		-	2		
	就業規則又は労働契約の以下の該当箇所		-	2		
	教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする取扱いを規定した部分					
	無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類 労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した部分					
	無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づき手当を支払うことを規定した部分					
就業規則(労働基準監督署の受理印があるページ)		-	2			
派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル又はその概要の該当箇所の写し		-	2			
自己チェックシート(様式第15号)(事業所名を記入してください)		1	1			
その他	企業パンフレット等事業内容が確認できるもの		1	1		
社会保険(健康保険・厚生年金)の「適用通知書」(設立直後で領収書がない場合)又は直近の「保険料領収証書」の写し		-	1			
登録免許税領収証書の正本(銀行等で9万円を納付したもの)						
許可申請に係る収入印紙【1事業所目120,000円+2事業所以降55,000円×(事業所数-1)】※7						

労働者派遣を行う事業所ごとに、社会保険及び労働保険(労災保険、雇用保険)に加入しており、被保険者の資格取得が適正に行われていることが必要です。

- ※1 派遣労働者のうち、雇用保険等の未加入者がいる場合に提出してください。
 - ※2 使用目的に「労働者派遣事業」を行う旨の記載が必要です。
 - ※3 電子申請の場合は、電子納税申告システム(e-tax)から自動返信される「受信通知(メール詳細)」をプリントアウトし、受付印の代替として提出してください。
 - ※4 転貸となっている場合は、建物の所有者が「転貸の承諾」を行っていることの確認が必要となり、所有者と貸主の間で締結されている貸借契約書(原契約)の写しの提出が必要となります。
 - ※5 労働者派遣事業に係る事業所については、事業に使用しうる面積が20㎡以上であることが必要です。
 - ※6 申請書提出日前の3年以内に受講していることが必要です。
 - ※7 収入印紙は貼り付けずにお持ちください。
 - ※8 精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。
- ※ 上記以外にも必要に応じて、補足資料(誓約書等)の提出をお願いすることがあります。